

一般社団法人滋賀県計量協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人滋賀県計量協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、広く県民に計量思想の普及啓発を行うとともに計量器の品質向上、適正な計量の実施に取り組み、もって適正な計量を実現し、会員相互の連携のもと、県民生活の安心安全、地域産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 計量思想の普及啓発に関する事業
- (2) 計量に関する調査、研究および指導事業
- (3) 計量関係法令の適正な運用促進
- (4) 計量業界の向上発展に関する施策の実施
- (5) 計量技術及び計量管理の向上に関する事業
- (6) 計量器の検査に関する事業
- (7) 講演会、講習会、展示会等の開催
- (8) 計量功労者の表彰および会員相互の連絡協調
- (9) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(構成)

第5条 本会は、滋賀県内に居住し、または滋賀県内において営業を行い、もしくは滋賀県内の事業所に勤務する個人または団体であって、第7条の規定により本会の事業に賛同して入会した者をもって構成する。

(会員の種類)

第6条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 次のいずれかに該当する者
 - ア 計量器の製造または修理の事業を行う個人または法人
 - イ 計量器の販売等の事業を行う個人または法人
 - ウ 計量器を業務上使用する個人または法人
 - エ 計量証明の事業を行う個人または法人
 - オ 環境計量証明の事業を行う個人または法人
 - カ 計量士
 - キ アからカまでに掲げる者のうちいずれかを構成員とする団体
- (2) 賛助会員 本会の主旨に賛同する個人または法人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社

団・財団法人法」という。) 上の社員とする。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、理事会で別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会をすることができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款または規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

2 会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、除名をしようとする総会の日から一週間前までに、その旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払義務を2年間以上履行しなかったとき

(2) 総正会員の同意があったとき

(3) 当該会員が死亡し、または解散したとき

(抛出金品の不返還)

第12条 資格を喪失した会員が納入した会費および抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および顧問

(役員の設置)

第13条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち3名を副理事長、理事長および副理事長以外の1名を専務理事、理事長、副理事長および専務理事以外の1名を常務理事、理事長、副理事長、専務理事および常務理事以外の6名を常任理事とすることができる。

4 理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常務理事および常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第14条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事および常任理事は、理事会の決議によって選任する。

3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

4 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名およびその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事会総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同

様とする。

(理事の職務および権限)

第15条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その会務を総轄し、その職務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、本会の業務を執行する。

5 常務理事は、理事長、副理事長および専務理事を補佐し、本会の業務を執行する。

6 常任理事は、第37条に規定する部会の業務を執行する。

7 理事長、副理事長、専務理事および常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第18条 理事および監事が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障がありまたはこれに耐えないとき。

(3) 本会の役員として相応しくない非行があったとき。

2 理事または監事を解任しようとするときは、当該理事または監事に対し、解任しようとする総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員に対して、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に基づき算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員には、職務の執行に要する費用を弁償することができる。

(役員の実任の免除)

第20条 本会は、一般社団・財団法人法第111条第1項の実任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定のより免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 本会は、外部役員（一般社団・財団法人法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事および一

般社団・財団法人法第 115 条第 1 項に規定する外部監事をいう。) の一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000 円以上であって理事会があらかじめ定めた額と一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い方を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。

(顧問)

第 21 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関し理事長に意見を述べ、またはその諮問に応える。

第 5 章 総 会

(構成)

第 22 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 23 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事および監事の選任および解任

(3) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認

(4) 解散および残余財産の処分

(5) 定款の変更

(6) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 24 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第 25 条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、理事長が充たるものとする。

(議決権)

第 27 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 28 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第29条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または他の正会員の代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条第1項および第2項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長およびその総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印する。

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事および常任理事の選任および解職

(4) その他法令およびこの定款で定められた事項

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長および監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 部会の設置

(部会の設置)

第37条 第4条の事業を推進するため、本会に次の部会を設置する。

(1) 計量器工業部会

(2) 計量器販売部会

- (3) 適正計量管理部会
 - (4) 計量証明部会
 - (5) 環境計量証明部会
 - (6) 計量士部会
- 2 前項の各部会に部会長、副部会長、運営委員および会計委員を置く。
 - 3 部会の活動に係る事務は、事務局職員が担当する。
 - 4 前各項に規定するもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産および会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第39条 本会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、事業計画書および収支予算書の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の承認を受けた事業計画書および収支予算書については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第40条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の付属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号および第4号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第41条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(実費弁償による事務処理の受託)

第42条 本会は、法令の規定、行政官庁の指導または当該業務に関する規則等もしくは契約に基づく実費弁償受託業務により生じた剰余金については、事業者に返還するものとする。

- 2 剰余金のうち実費弁償の枠内として法人に帰属することが実務上認められている部分はこの限りでない。

(設置等)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任命し、その他の職員は理事長が任命する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、平野 将とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款は、平成26年6月20日から施行する。

(第21条 「顧問」の設置)

附 則

- 1 この定款は、平成27年6月23日から施行する。

(第42条 「実費弁償による事務処理の受託」の追加)

会 費

(単位：円)

部 会 名	区 分	会 費 額
計量器工業部会	A	1 2 0, 0 0 0
	B	6 5, 0 0 0
	C	3 5, 0 0 0
	D	2 5, 0 0 0
計量器販売部会	A 1	8 0, 0 0 0
	A 2	4 0, 0 0 0
	B	1 0, 0 0 0
	C	5, 0 0 0
	D	2, 0 0 0
適正計量管理部会	A	8 5, 0 0 0
	B	3 0, 0 0 0
計 量 証 明 部 会		2 5, 0 0 0
環境計量証明部会		2 5, 0 0 0
計 量 士 部 会		1 0, 0 0 0

入 会 申 込 書

年 月 日

一般社団法人滋賀県計量協会理事長 様

〒
住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

TEL

FAX

e-mail

貴会の趣旨に賛同し、下記のとおり入会を申し込みます。

記

1 会員種別

(1) 通常会員

ア 計量器製造・修理業者 (A. B. C. D)

イ 計量器販売事業者 (A1. A2. B. C. D)

ウ 適正計量管理事業者 (A. B)

エ 計量証明事業者

オ 環境計量事業者

カ 計量士 → 計量士登録番号 ()

(2) 賛助会員

(3) 団体会員

* 該当会員に○印をしてください。

2 年額会費

円